

長与町結婚祝金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町補助金等交付規則（昭和42年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、長与町結婚祝金（以下「祝金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(祝金の目的)

第2条 祝金は、町の主催による婚活イベント（以下「町婚活イベント」という。）又は長崎県の主催による長崎県婚活サポートセンターが運営するお見合いシステム（以下「お見合いシステム」という。）若しくは婚活サポーター「縁結び隊」事業（以下「縁結び隊」という。）を通して出会い、結婚に至った町民に対して、結婚を祝福するとともに、結婚後も町への定住を促進することにより、定住人口の増加及び地域活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「婚活事業」とは、町婚活イベント、お見合いシステム及び縁結び隊をいう。

(対象)

第4条 祝金の交付の対象となる者は、婚活事業を介して出会い、結婚し、その婚姻届が受理されている者で、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、出会いの日の属する年度の3月31日から5年を経過しない申請に限る。

- (1) 申請に係る夫婦の双方が、申請日時点において、町内に住所を有すること。
- (2) 申請に係る夫婦の一方又は双方が、婚活事業の登録日等（町婚活イベントの申込日、お見合いシステムの登録日、縁結び隊の受付日又はお見合いシステム若しくは縁結び隊を介した引き合わせ日のいずれかをいう。）において町内に住所を有すること。
- (3) 申請に係る夫婦が、祝金の交付後も引き続き3年以上町内に居住する意思を有していること。
- (4) 申請に係る夫婦の一方又は双方が、過去においてこの要綱に基づく祝金の交付を受けていないこと。
- (5) 申請に係る夫婦の双方が、町税の滞納がないこと。
- (6) 申請に係る夫婦の双方が、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(祝金の額)

第5条 祝金の額は、1組3万円とする。ただし、祝金は、当該年度の予算の範囲内において支給するものとする。

(祝金の申請)

第6条 祝金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長与町結婚祝金

交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、婚姻届を提出した日から3か月以内に、町長に対し申請しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明
 - (2) 本町が発行する申請者及びその配偶者の町税の完納証明書
 - (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
 - (4) 祝金の振込先の預金通帳の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定の通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、祝金の交付を決定したときは、速やかに長与町結婚祝金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、祝金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により祝金の不交付を決定したときは、長与町結婚祝金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（祝金の交付）

第8条 町長は、前条第1項の規定による祝金の交付を決定したときは、速やかに祝金を交付するものとする。

（祝金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正の行為により、祝金の交付を受けた者があるときは、祝金の交付決定を取り消すとともに、結婚祝金を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、交付の日から施行し、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用区分）

2 祝金の交付は、適用日以後に婚姻届が提出されたものに係る申請について適用するものとする。

（経過措置）

3 第3条の婚活事業は、令和7年3月31日までの間、長与町結婚相談所による婚活イベント及び会員制お見合い事業も対象とみなす。この場合において、第4条第2号中「又はお見合いシステム若しくは縁結び隊を介した引き合わせ日」とあるのは、「若しくはお見合いシステム若しくは縁結び隊を介した引き合わせ日又は長与町結婚相談所による婚活イベントの申込日若しくは会員制お見合い事業の登録日若しくはこれを介した引き合わせ日」とする。

年 月 日

長与町長 様

申請者 住 所 長与町

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

長与町結婚祝金交付申請書兼請求書

長与町結婚祝金を交付されるよう、長与町結婚祝金交付要綱第 6 条の規定により、長与町結婚祝金交付要綱を承諾したうえで、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

申請に当たり、町職員が私たち夫婦の住民基本台帳を確認すること並びに長崎県（委託先：長崎県婚活サポートセンター）又は長与町（令和元年度までの委託先：長与町社会福祉協議会）が実施する婚活事業の登録状況及びその利用により出会ったことについて照会又は確認することに同意します。

なお、祝金交付が認められた場合には、下記請求金額を請求します。

記

交付申請額兼請求額 _____ 円

申請者	夫	妻
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
婚姻届提出年月日	年 月 日	
婚活イベント参加日 又はお引き合わせ日	年 月 日	
下記を通して出会った 場合の登録期間 <input type="checkbox"/> お見合いシステム <input type="checkbox"/> 縁結び隊 <input type="checkbox"/> 長与町結婚相談所	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで
居住意思の有無について	祝金の支給後も引き続き 3 年以上にわたり町内に居住する意思を有します。	(意思を有する場合 チェック) <input type="checkbox"/>

交付決定後の振込先

		銀行・金庫 組合	本店・支店	店番号
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	口座名義人（フリガナ）		

※申請者名義の預金口座に限ります。

関係書類

- (1) 戸籍全部事項証明
- (2) 本町が発行する申請者及びその配偶者の町税の完納証明書
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
- (4) 祝金の振込先の預金通帳の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る）

長与町長 様

暴力団排除に係る誓約書

私たちは、長与町結婚祝金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
また、必要に応じて、長崎県警察本部に照会することについて同意します。

1. 私たちは、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 前2号と密接な関係を有する者その他町長が認めるもの
2. 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに、警察に通報します。

※長与町では、長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）及び長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(夫) 氏 名 ⑩

(妻) 氏 名 ⑩

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）（平成三年五月十五日法律第七十七号）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

長与町指令第 号
年 月 日

様

長与町長

印

長与町結婚祝金交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった長与町結婚祝金の交付については、次のとおり決定しましたので、長与町結婚祝金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交付決定（確定）額 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※長与町結婚祝金は、お知らせいただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

長与政発第 号

年 月 日

様

長与町長

印

長与町結婚祝金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長与町結婚祝金については、交付しないことに決定しましたので、長与町結婚祝金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

不交付の理由